

## 総務生活委員会会議録

1 日 時 令和5年6月22日(木曜日)

開会 午前 9時57分

閉会 午前11時20分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	高谷幸男	副委員長	山田雅徳
	委員	荒木将之介	委員	森安健一
	〃	三宅啓介	〃	岡崎亨一
	〃	村木理英	〃	剣持堅吾
(欠席)	なし			
(その他出席者)	なし			

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西村佳子	同次長	宇野裕
同主幹	岩佐知美		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島邦夫	政策監	難波敏文
秘書室長	丸野裕子	総合政策部長	梅田政徳
政策調整課長	岡本紀子	市政情報課長	難波孝次
人口増推進室長	目黒由基	総務部長	内田和弘
総務課長	小川修	総務課主幹	小野美千代
総務課主幹	藤原優	財政課長	横田優子
財政課主幹	岡真里	財産管理課長	小野達史
財産管理課主幹	林琢也	契約検査課長	鹿野雅弘
税務課長	柚木均	税務課主幹	高谷正樹子
市民生活部長	新谷秀樹	交通政策課長	小原靖子
市民課長	前田英子	消防長	中山利典
消防総務課長	西川貴	警防課長	池上泰史

6 付議事件及びその結果  
別紙のとおり

7 議事経過の概要  
別紙のとおり

8 その他必要な事項  
別紙のとおり

総務生活委員会審査報告書

令和5年6月22日

総社市議会議長 村木 理英 様

総務生活委員会  
委員長 高谷 幸男

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条、第143条及び第145条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度総社市一般会計補正予算（第12号）のうち、本委員会の所管に属する部分	承認すべきである
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（総社市税条例の一部改正）	承認すべきである
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（総社市都市計画税条例の一部改正）	承認すべきである
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて（総社市職員給与条例の一部改正）	承認すべきである
議案第39号	財産の取得について	原案を可決すべきである
議案第40号	総社市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第42号	令和5年度総社市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである
請願第2号	地方財政の充実・強化を求める請願書	採択すべきである
陳情第2号	新市庁舎屋上展望台計画の見直しと中止に関する陳情書	不採択とすべきである
	（理由） 庁舎建設については議論を重ねた上で議決したものであり、見直しや中止を議論するべきでないため	

開会 午前9時57分

○委員長（高谷幸男君） ただいまから、総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は8名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、陳情第2号 新市庁舎屋上展望台計画の見直しと中止に関する陳情書の審査に入ります。

本件について、当局から説明があれば御説明願います。

財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 特段にはございません。

○委員長（高谷幸男君） 特段にないということですが、委員の皆さん、本件について御意見があれば御発言願います。どうでしょう。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 陳情者の方のこの陳情書に関して、その思いというのを確認をさせていただきましたし、後日また別途資料をいただきました。この件も確認をさせていただきました。ただ、私はこの陳情書に関しましては不採択ということの意見で述べさせていただきたいんですけども、我々、今までこの庁舎の建設に関して、議会もいろいろと議論をしてまいりました。これを差し戻して、また再度この計画の見直しであるとか中止というのを採択するという事は、我々が今まで行ってきた議論をある意味否定するということをお自分たちで決めるということにもつながるわけでありまして、そういう意味で、やはりこの陳情に関しましては私は不採択というふうに思っております。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） ほかの委員の方、何かございませんでしょうか。

岡崎委員。

○委員（岡崎亨一君） この陳情書も、また私も追加の資料も拝見をさせていただきました。本日も当局のほうから新庁舎建設事業の財源の内訳等も資料を頂戴しまして、また合併特例債及び繰越についての説明を提案者にされたということで拝見をいたしました。

既に建設が始まっておりますし、特に合併特例債を使わなければ、財源が非常に厳しくなっております。また、先ほど三宅委員のほうからも、十分議会の上では議論をしてきたということでございますので、この時点で再度見直し等をする議論にはならないと思いますので、私は不採択でお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） ほかの方はどうでございますでしょうか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） それでは、不採択という意見がお二人の方から出ました。

不採択以外の御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) では、これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) これをもって、討論を終結いたします。  
これより、本件を採決いたします。  
本件は不採択とすべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) 御異議なしと認めます。  
よって、本件は不採択とすべきであると決定いたしました。  
なお、本件の議決結果に理由を付さなければならないことになっておりますが、その内容につきまして委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) 御異議なしと認めます。  
よって、委員長に一任と決定いたしました。  
この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時2分

再開 午前10時5分

○委員長(高谷幸男君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
次に、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度総社市一般会計補正予算(第12号))のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。  
では、当局の説明を求めます。  
財政課長。

○財政課長(横田優子君) それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

この専決処分は、令和4年度総社市一般会計補正予算(第12号)であり、歳入では市税、地方消費税交付金、地方交付税、寄附金、市債等の確定及び確定見込みに伴い、また歳出では基金積立金及び国庫返還金等の額確定により早急に補正予算を定める必要が生じたため、地方自治法の規定に基づき、令和5年3月31日に専決処分をしたものでございます。

それでは、本委員会の所管に属する部分につきまして御説明いたしますので、1ページを御覧ください。

まず、第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ351億7,062万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりまして歳入から御説明いたしますので、10ページ、

11ページをお開きください。

まず、第1款市税につきましては決算見込みにより増額するもので、第1項市民税は個人市民税と法人市民税合わせて2億8,600万円の増額、第2項固定資産税は現年課税分4,300万円の増額、第4項市たばこ税は現年課税分4,100万円の増額でございます。

次に、第2款地方譲与税から第11款地方交付税までにつきましては、令和4年度分の交付額が確定したことによる補正で、それぞれ説明欄へ記載のとおりでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目総務費国庫補助金は、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第4次分755万7,000円を計上するものでございます。

第19款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金7億9,540万円の減額と、第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入43万4,000円の減額につきましては、財源調整、予算調整によるものでございます。

第22款市債、第1項市債のうち、本委員会の所管に属するものは、第2目総務債460万円の減額と、第9目消防債720万円の減額で、雪舟くん車両購入、消防車両購入、防火水槽の整備に係る起債対象事業費の確定によるものでございます。

次に、歳出につきまして御説明いたしますので、14、15ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、第24節積立金のうち本委員会の所管に属するものは、説明欄の森林環境整備基金積立金280万6,000円の増額で、森林環境譲与税の額確定により増額し、積み立てるものでございます。

第13款予備費89万6,000円の減額は、予算調整でございます。

続きまして、第3条地方債の補正について御説明いたしますので、4ページ、5ページにお戻りください。

第3表地方債補正（変更）のうち、本委員会の所管に属するものは、一つ目の交通施設整備事業と下から五つ目の消防施設整備事業、その下の防災施設整備事業で、歳入の市債のほうで説明いたしましたとおり、事業費の確定により市債を減額したことに伴いまして、その限度額を変更したものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 12ページの財政調整基金繰入金、この額を見てみると非常に大幅な黒字であるように見受けられるわけですが、それはそれで結構なんですけど、逆に大幅な黒字になってるということで緩まないようにしていただきたいと。逆に引き締めていただきたいと、そのように思うんですけど、そのような議論なりお話し合いがあったかどうか。逆に引き締めなければいけない

よというふうに、気を締めていただきたいと、そういうふうに思います。

○委員長（高谷幸男君） 財政課長。

○財政課長（横田優子君） 財政調整基金でございますが、法定上、2分の1以上は基金のほうに積み戻す、実質収支の黒字の部分の2分の1以上は財政調整基金に積むということになっておりますので、それは確実にそういう手続になります。残りの部分につきましても、今後、病院の補助であるとか、庁舎の建設もまだまだ解体とか残っている部分は多くございますので、そちらを見込みながら、これを、財政状況の健全化を維持できるような使い道になるよう、財政課としては気を緩めないように全体を見通していこうと思っております。そういう議論も中ではやっております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） ほかにはどうでしょうか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分については承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分については承認すべきであると決定されました。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（総社市税条例の一部改正）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（柚木 均君） それでは、承認第3号につきまして御説明いたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法の定めるところにより、総社市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。これを市議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

条例の改正理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、森林環境税の導入に伴う改正等により総社市税条例に早急に改正を加える必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和5年3月31日に専決処分したものでござい

す。

資料をお開きいただきまして、総社市条例第20号、総社市税条例の一部を改正する条例を御覧ください。

改正の内容につきましては、表でお示ししておりますとおり、改正後と改正前につきまして各条項ごとに該当する部分に下線を引いております。これによりまして、改正の主なものにつきまして御説明いたします。

まず、森林環境税につきまして、こちらは令和6年度から市民税、県民税に併せて徴収することとなる国税で、年税額1,000円となっております。

関係する改正は、1ページの第34条の9第2項配当割額または株式譲渡所得割額の控除、おはぐりいただきまして、3ページの第38条、個人の市民税の徴収の方法等と第41条、個人の市民税の納税通知書、第44条、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収、おはぐりいただきまして、5ページからの第47条、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入、6ページの第47条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収、第47条の6、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入、以上は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、規定の整備を行ったものでございます。

次に、2ページにお戻りいただきまして、第36条の3の2第2項、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書につきましては、税制改正により制度が新設されたことに伴う規定の整備でございます。これまでは、毎年、扶養要件に該当する親族を記載した申告書を給与所得者が勤務先に提出する仕組みになっておりました。今回の改正で、前年と変更のない旨を記載した申告書を提出することができるようになり、給与所得者の書類作成の負担軽減が期待できる制度となっております。

続きまして、8ページを御覧ください。

第82条、種別割の税率につきましては、税制改正による車両区分の変更によるものです。いわゆる電動キックボードと呼ばれる車種をミニカー区分に該当させないための規定の整備を行ったものでございます。これによりまして、電動キックボードは50cc以下の原動機付自転車の区分に含まれることになります。

続きまして、10ページの附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例でございます。これは、税制改正に伴う規定の整備で、令和6年度は特例の適用期限となっていたものを令和9年度まで延長するものでございます。

次の第10条を飛ばしまして、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございますが、これは固定資産税等の課税標準の特例、いわゆるわがまち特例の規定でございます。この改正につきましては、今回の税制改正によりまして市税条例に項ずれが起きたことにより所要の整備を行ったものと、大規模の修繕等が行われたマンションに対する特例が新設されたので、この特例割合を標準割合で規定したものでございます。

また、次の11ページの附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましても、新設された特例に伴う規定を整備したものや、項ずれに対する所要の整備を行ったものでございます。なお、今回の税制改正で、先端設備の導入に伴う特例の扱いが令和5年4月以降の導入分についてはわがまち特例の分野ではなくなり、特例割合は全国共通で2分の1と規定されました。

次の12ページの附則第10条の4、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等でございますが、今回の税制改正で特例期間が2年延長されましたので、所要の整備を行ったものでございます。

次の附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税と附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例でございますが、今回の税制改正で臨時的軽減措置が削除されましたので、関連の規定の整備を行ったものでございます。

次の附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例でございますが、今回の税制改正で特例期間の延長がなされたことと、項ずれが生じたことによる所要の整備を行ったものでございます。

次に、16ページの附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例でございますが、租税特別措置法の改正で特例期限の延長がなされましたので、関連の規定の整備を行ったものでございます。また、これらのほか、今回の税制改正で項ずれが生じたことによる所要の整備や、地方税法施行規則に生じた様式が規定されたことに伴い、関連の規定の整備を行った改正といたしております。

最後に、17ページからの改正附則でございますが、第1条では施行期日を定めておりまして、特別なものを除き令和5年4月1日とすることと定めております。

また、第2条から第4条は、経過措置を定めております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） 御異議なしと認めます。



よって、本件は承認すべきであると決定されました。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（総社市都市計画税条例の一部改正）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（柚木 均君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明いたします。

こちらにつきましても、地方自治法に定めるところにより、総社市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、これを市議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

条例の改正理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、都市計画税の課税標準の特例割合に係る規定の改正等により、総社市都市計画条例の一部を改正する条例について早急に改正を加える必要が生じたので、令和5年3月31日に専決処分したものでございます。

条例の改正内容でございますが、次のページをお開きいただきまして、総社市条例第21号、総社市都市計画税条例の一部を改正する条例を御覧ください。

今回改正いたしましたのは、課税標準の特例、いわゆるわがまち特例の規定に関連する部分でございます。いずれも先ほど総社市税条例の一部を改正する条例で説明いたしました地方税法等の改正に伴う規定の整備や項ずれについて所要の整備を行ったものでございます。

1ページお進みいただきまして、最後のページになりますが、改正附則でございます。第1項では施行期日、第2項では経過措置を定めております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認すべきであると決定されました。

次に、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（総社市職員給与条例の一部改正）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小川 修君） それでは、承認第7号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

これは、地方自治法の定めるところによりまして、総社市職員給与条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

提案理由でございますが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、令和5年5月8日から5類感染症に位置づけられたことから、保健予防手当の特例を廃止するに当たり、総社市職員給与条例について早急に改正を加える必要が生じたため、令和5年5月8日に専決処分したものでございます。

条例の改正内容でございますが、1枚お開き願います。

本則附則第7項におきまして、新型コロナウイルス感染症の患者等に対する作業に従事した職員に対して支給する保健予防手当の特例について定めておりましたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたこと、また人事院規則においても同様の特殊勤務手当の特例が廃止されたことを考慮いたしまして、本市においてもこれを廃止するため、同項を削除するものでございます。

第8項から、1枚お開きいただきまして、第16項までにつきましては、第7項の削除に伴う所要の改正を行うものでございます。

改正附則でございますが、第1項におきまして、この条例を公布の日、令和5年5月8日から施行することとしておりまして、第2項では総社市職員の退職手当に関する条例につきまして、本条例の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認すべきであると決定されました。

次に、議案第39号 財産の取得についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

消防総務課長。

○消防総務課長(西川 貴君) 議案第39号の財産の取得について御説明を申し上げます。

このたび取得しようとする財産は、高規格救急自動車1台で、安全性に優れた車両に迅速な救命活動に必要な高度救命処置用資機材を搭載したものであり、現在、消防署本署に配置しております車両を更新しようとするものでございます。

契約の方法といたしましては、指名競争入札とし、5月11日に入札を行ったところ、岡山地産自動車株式会社が消費税を含め3,873万1,000円で落札いたしました。落札金額が予定価格内でありましたので、5月22日に同社と仮契約を締結し、市議会の議決をもって本契約をしようとするものでございます。

なお、この納入期限は令和6年3月29日といたしております。

この契約につきましては、購入予定価格が2,000万円以上であり、総社市財産条例第2条の規定に該当することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、市議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長(高谷幸男君) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田副委員長。

○委員(山田雅徳君) すみません、確認という形でお尋ねをしたいと思いますが、今回更新されるこの高規格の救急自動車は、現在ある高規格救急自動車を更新するのかなのかということをお尋ねをするのと、あと現在、総社管内で何台保有をされていて、どういった活用をされているのかということを御紹介いただきたいと思います。

○委員長(高谷幸男君) 警防課長。

○警防課長(池上泰史君) 山田副委員長の質問にお答えをさせていただきます。

まず1点、更新は現在あるものについて更新するのかなという御質問でございますが、現在、救急4号車、整備をいただいてから13年、21万3,000km走行している車を更新するものでございます。

さらに、何台所有をされているかという質問でございますが、総社市消防本部は現在6台の救急車を所有させていただいております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 副委員長。

○委員（山田雅徳君） すみません、再度お尋ねいたします。すみません、ちょっと分からないものでお尋ねをいたしますけれども、今保有されている6台であるとか、先ほど救急4号車というお答えをいただきました。これはもう全て高規格救急車であるということなんでしょうか。

○委員長（高谷幸男君） 警防課長。

○警防課長（池上泰史君） 山田副委員長の再度の質問にお答えをさせていただきます。

全て高規格救急車かという質問でございますが、総社市保有の救急車は全部で6台で、5台が高規格の救急車でございます。1台につきましては2Bタイプ、少し小さいタイプの救急車を保有しておりまして、これは昭和出張所のほうへ整備をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） よろしいか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第40号 総社市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（前田英子君） では、議案第40号 総社市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により、マイナンバーカードの電子証明書機能がアンドロイド系スマートフォンに登載可能となり、この機能を利用してコンビニエンスストア等で各種証明書の発行手続きができるようになるた

め、改正が必要な印鑑登録証明書の関係条文の整備を行おうとするものでございます。

条例の改正内容につきましては、1枚お開きいただき、改正前後表を御覧ください。

現在は、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを用いてのみコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書を取得できますが、今後は利用者証明用電子証明書機能が搭載されたスマートフォンを用いても取得できるようになるため、第5条第3項第1号及び第15条第3項の改正前の下線部分を削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第42号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（横田優子君） 議案第42号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度途中における事業の推進等により必要となりました経費を計上するものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ313億8,630万円とするものでございます。

本委員会の所管に属するものにつきまして、便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の10ページ、11ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第2目文書広報費500万円の増額は、移住者や関係人口の増

加を図ることを目的に、SNS等を活用したシティプロモーションを行うための委託料でございます。

第6目財産管理費、第12節委託料776万5,000円につきましては、新庁舎工事開始後、来庁者駐車場が減少、分散していることに伴う駐車場の誘導員2名の委託料でございます。

第7目企画費、第12節委託料100万円の増額につきましては、結婚の希望がある方に対して出会いの機会を提供するため、婚活イベントを開催するものでございます。

続いて、12ページ、13ページをお開きください。

第9款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費、第17節備品購入費110万円の増額は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源として行っている社会貢献広報事業において、消防団が屋外で訓練や訓練指導を行う際に必要となるワンタッチ式テント3張りの購入助成金が決定したため、購入に必要となる110万円を計上するものでございます。

第13款予備費16万4,000円の増額につきましては、予算調整でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算書8ページ、9ページにお戻りください。

第16款県支出金、第2項県補助金、第2目総務費県補助金66万6,000円につきましては、歳出で御説明いたしました婚活イベント経費に対する県補助金でございます。

第19款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金3億2,500万円の増額は、財源調整でございます。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、第4節雑入のうち本委員会の所管に属するものは、まず説明欄の一つ目、コミュニティ助成金100万円の増額で、先ほど御説明いたしました消防団活動用のワンタッチ式テント購入に対する助成金でございます。

そして、三つ目、その他雑入6万9,000円の減額は、財源調整でございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、調書に記載してある款項目、さらに事業名を言った後に、主要な事務・事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくように、分かりやすくお願いしたいと思います。

質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 失礼します。第2款総務費、第1項総務管理費、第7目企画費の定住促進事業についてなんですけれども、財源内訳が県が66万6,000円ですかね。これ、単市の内訳で見ると、これは3分の1を負担するということでしょうか。

○委員長（高谷幸男君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 御質問ありがとうございます。おっしゃられるとおりで、事業

費に対しまして3分の2が補助金、3分の1が単市ということでございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） よろしいか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） 他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） すみません、婚活イベントでお尋ねするんですが、これ、久しぶりに我が市でも市が主催で開催するというふうに理解しているんですが、過去の直近の開催したときの参加者数が分かれば教えてもらえますか。

○委員長（高谷幸男君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 御質問ありがとうございます。過去の婚活イベントの実績についてでございます。

過去9回、全部で実施しておりまして、参加者数、男性の方が220名、女性の方が216名でございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） すみません、いつ開催だったですかね。

○委員長（高谷幸男君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 平成26年度が1回、平成27年度から平成30年度が各2回の9回でございます。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。

それと、これは質疑でも出たんですけど再確認で、これはペアになりたい方を対象に行うということなんですか。

○委員長（高谷幸男君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 目的の部分でございますけれども、結婚を希望されている方への出会いの場の創出ということに尽きると考えています。

以上です。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） ほかにはございませんか。

岡崎委員。

○委員（岡崎亨一君） 荒木委員、三宅委員と同じところでございまして、婚活のイベント開催委託料でございますけれども、過去にストーカー行為等の問題があったかと思えます。前回の、過去9

回開催された同じ業者に委託をされるのか、また別の業者になるのか、その辺も当然経験値があるところがされるのだと思いますが、そういった女性に対するストーカー行為等々についてのしっかり対応をお願いしたいと思うんですが、その辺はいかがお考えでしょうか、お教えてください。

○委員長（高谷幸男君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） ありがとうございます。ストーカー対策と申しますか、過去にあった事例でございますけれども、会場を退室する順番についてよく考えていく。当たり前なんですけれども、現在、主流になっているのが、その場でカップリングをしないであるとか、その場で連絡先の交換などはなくて、専用ツールで連絡先を交換するであるとか、そういうことをやっている業者もあります。対策についてはしっかりやっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 同様に、第2款総務費の第1項総務管理費、第7目企画費の定住促進事業ということで、先ほど来、質疑が皆さんからありまして、また本会議の質疑でも取り上げてまして、その答弁の中で、対象の人というところで、市内外からであるとか、通じて関係人口も図るんだと、そのような答弁がありました。確認をもう一回させてください。このイベント自体は市内向きであるのか市外向きであるのかというのを、まず改めて確認をさせていただきます。

○委員長（高谷幸男君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） ありがとうございます。対象者は、市内外問わず広く募集をかけたいと考えております。将来結婚をしていただいて、総社市に定着していただいたら非常にうれしいなということでございます。広く募集をかけることが、本会議の質疑でもありましたけれども、市内に偏ると来にくいとかそういうこともお聞きしておりますから、広く募集をかけたいと思います。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） お答えいただきました。広く市内外から募集をするということで、先ほど将来そのまま結婚につなげていただいて、総社市内に住んでいただければいいなど。まさに人口増進の手だと思っておりますけれども、これ、場合によっては市内の方と市外の方で結婚までいくと。その結果、市外に住まわれるという選択をされた場合、市内の人口増進のための取組がどんどん市外へ流出してしまうという、そういったことも考えられなくはないと思うんです。ですので、しっかりそういったところも考えながらこの取組をしていただきたいんですけれども、要はこれは今、婚活イベントですので、そういう事業なんですけれども、それだけにとどまらず、次の一手として総社市内に住んでいただくためには、総社を選んでいただくためにはどうするかという、二の矢、三の矢というのもしっかりやっていただく必要があるのかなと私は思っています。以前、岡崎委員も一般質問で比較的若い世代の結婚支援事業というものもしっかり総社市、やっていくべきだというのを何度



も取り上げていただいております、2月定例会では市長からは前向きにこれは検討するという、そういった答弁があったと思います。ですので、婚活イベントもしっかりやるんですけども、その先にある総社市に住んでいただくための取組と、これをセットで考えていただく必要があると思うんですけども、結婚支援事業をする方向も含めて十分に検討していただきたいと思うんですが、お答えできる範囲でお答えいただければと思います。

○委員長（高谷幸男君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） ありがとうございます。定着していただけたら非常にうれしいということなんですけれども、この事業について結婚、移住・定住、あるいは関係人口、交流人口、プロモートの効果を期待してやっていきたいと考えてます。4回程度実施予定にしておりますけれども、それぞれ1回やった結果、どんな効果があったかみたいなこともよく話し合っ、次のイベントにつなげるような、何か考えた取組ができたらと思ってます。

定住とかについては、最近、リノベーションであるとか、そのあたりも何かセットにして御紹介するであるとか、そういうところも含めて考えてまいりたいと思ってます。

以上です。

（「結構です。」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） ほかにありませんか。

森安委員。

○委員（森安健一君） 第10款総務費、第1項総務管理費、第2目文書広報費ということで、本会議のほうで溝手議員と山名議員が質疑をされたんですけども、シティプロモーションの件なんですけれども、これ、委託料等々あるんですけども、いつ頃からそういった政策とか、あとプロデュースが誰とかいろいろ、分かっている範囲でいいんですけども、いつ頃から発信していくのかというのを再度お聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高谷幸男君） 市政情報課長。

○市政情報課長（難波孝次君） ありがとうございます。森安委員の御質問に対してお答えいたします。

今回の予算に上げさせていただいておりますシティプロモーションの委託料ですが、これ、今考えておりますのが総社市の魅力を伝える動画等を作成し、それをインターネット上とかで公開する。また、ウェブ上の広告といったものも活用できればいいなと考えております。また、場合によってはシティプロモーションのイベントであったりとか、そういったことも含めて広く移住・定住に貢献できればと考えております。

そういった中で、そういった技術を持った事業者、いわゆるすぐ思いつくのが広告代理店とかになると思うんですけど、こういったところにプロポーザル方式で提案していただいて、どういったものが総社市の魅力発信として一番いいのか自由な発想で提案いただいて、事業者を選んでいただくように思っております。そうした流れになってくると思いますので、スケジュールといたしまして

は、もしこの予算を御議決いただきましたなら7月中に事業者に対しまして募集の案内でプロポーザルを行い、8月中には契約まで持っていきたいと思っております。その後、打合せ等をして、大体9月頃から動画等の製作に入り、実際の公開は秋初旬ぐらいから始めていければいいなというのを現在考えております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 森安委員。

○委員（森安健一君） 分かりました。先ほど、定住・移住ということで、いろんな面で総社市の魅力を発信していただきたいなというふうに思ってますし、一応7万人を市長が掲げている中で、総社市というものを魅力的なものにしていきたいなと思いますので、また僕もこれを楽しみに見ていきたいと思っておりますので、よろしく願います。ありがとうございます。

○委員長（高谷幸男君） ほかにございませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） すみません、庁舎の駐車場のことなんですけど、第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、新庁舎建設事業の駐車場のことなんですけど、駐車場の警備員のことですかね。これって、このタイミングでこれを出してきたというのは、何かがあって2人ほど追加したいという、その理由は何なんですかね、このタイミングというのは。

○委員長（高谷幸男君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 今回2名を予算の計上をさせていただいているのは、追加という形ではございません。現在2名、池周りのところと西側、1名ずつ配置をさせていただいておりますが、本来、当初、職員で何とか対応していけないかということで最初は考えておりました。ただ、実際に工事が始まった状態を見させていただいて、職員もかなり出てはいたんですが、多分毎日必要だろうということで、現在の2名については業者に、今、建築業者のほうに急遽お願いをして、期間、時間を限定してさせていただいております。でも、実際のところは庁舎の管理というか、庁舎側の工事でございますので、今回、予算を新たに計上させていただいて、2名を配置したいということでございます。

○委員長（高谷幸男君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。それで、昨日、文教福祉委員会のほうでワクチンの関係の駐車場の警備員をつけますという予算が載っていて、単価がそれぞれ違うわけなんです。これは多分条件が違うんだと思うんですけども、そのあたりのことのすり合わせというか、何か根拠があってこの金額になっているんでしょうか。そこの確認をさせてください。

○委員長（高谷幸男君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 今回の予算要求の根拠でございますが、ワクチンのほうとのすり合わせということは基本的には行ってはおりません。ただ、今回うちで予算要求をさせていただいてるものとしましては、2社のほうから参考の見積をいただいております。その参考の見積の条件

としまして、開庁時間全てにおいて警備員を配置するという9時間体制、1時間、間が休憩という形で要求をさせてもらった上での単価ということでございますので、ワクチンの場合とは多分時間設定が違うのではないかとこのように考えております。

以上です。

(「分かりました。」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) ほかにはありませんか。

なければ私から一点だけお願いしたいと思いますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第7目企画費、婚活イベント開催委託料ということで100万円が上がってきておりますけれども、県も同じようなことをやっておられると思うんですが、そのあたりの連携とかというものはありますか。それが一点。

もう一点は、私が本会議で結婚することに対しての何か支援はというようなことをお尋ねしておりますが、その後の何か検討されたことがありましたらお尋ねします。

人口増推進室長。

○人口増推進室長(目黒由基君) ありがとうございます。婚活イベントに併せて、岡山県が行っているマッチングアプリのシステムというか事業を御紹介であるとか、連携した事業を考えております。

もう一つの質問でございますけれども、新たな結婚事業といいますか、取りあえずまずは出会いの場を数多く創出するということが必要なんじゃないかと。以前行ったアンケート結果でも、行政がやっていただいたら非常に安心感がある、参加しやすいということで御回答いただいておりますので、これをいろいろ趣向を凝らしてやってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長(高谷幸男君) すみません、県のその事業は分かるわけですが、最近も清音で婚活イベントがあつて、御承知のとおりだと思いますけども、何人も寄せられたということも聞いております。そのような中で、例えば総社市の場合には結婚すると幾らか支援でも出るんだというような話は出されていないと思いますけども、今後の課題ではないかと思うんですが、そのあたりどうでしょう。

人口増推進室長。

○人口増推進室長(目黒由基君) ありがとうございます。結婚新生活支援事業だと思いますけれども、どちらも必要な事業とは私も考えておりますが、婚活イベントをまずやらせていただいて、しっかり機会の場を提供して、カップルの数が増えて定着につながっていけばと考えております。

以上です。

○委員長(高谷幸男君) 総合政策部長。

○総合政策部長(梅田政徳君) ただいまのお話について少しだけ補足をさせていただきます。

先ほどから皆様方から、この婚活イベントをやる上で人口増という話もございましたので、やは

り総社市に皆さん興味を持っていただいて、こちらに定着していくというようなことにつながっていくような工夫はいろいろしていきたいなというふうに思います。

その中で、ある意味この総社市の出産に係る支援制度であるとか、また定着するとこんないいことがありますよというようなことをこのイベントの中で発信をしていければというふうに思います。

また、この後、出産時にどういったことで支援ができるかというような議論もあったかと思うので、こちらも併せて、もしこのイベントの中で発信できるようなものがあれば、また考えていきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） ほかにはございませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） すみません、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目文書広報費、広報広聴経費で、このシティプロモーションについてお尋ねいたしたいと思います。これに関しても、このタイミングでこれを出されてきたという、その背景というのがあれば教えていただきたいのと、これは子育て世代が対象だというふうにおっしゃられたと思うんですけども、総社市の子育て体制の受入れ体制が十分充実しているとは必ずしも言えない状況で、これはどういうPRの仕方をするのか分からないですけど、実際に来てみたけど思ったのと違うとかって言われてもかまいませんので、そこは十分対応してもらいたいなと。2番目のことは意見として受け入れていただきたいんですが、1番目のこのタイミングでの背景を教えてください。

○委員長（高谷幸男君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 背景でございますが、総社市が選ばれるように早くイメージをつくり上げていきたいというのもございますし、コロナが5類になった関係で、いろいろ人の動きもだんだんと戻ってきていると。先日、東京のほうにイベントに行きましたけれども、結構ほかの県も動かれているところもございました。移住検討をさせていただいている方のアプローチがいろいろ進んでいるんだなということから、この動きも逃がしたくないという思いもございまして、今、あげさせていただいているというところがあります。

それから、子育ての受皿的なものでございますけれども、私どもが移住アテンドを職員直営でやっておりますけれども、三宅委員御指摘の部分もあるかもしれませんが、子育てしやすい環境、それから温かみがあるなとかということをお聞きはしております。だから、そういうシティプロモーションの中でも、子育てがしやすい優しいまちみたいなのところもイメージ戦略で少しやっていきたいなと思っております。

今お話しできるところは以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。

それともう一点、質疑でもちょっと出たかどうかだったか、今も総社市のホームページの中に移住・定住のサイトがありまして、それをクリックすると既に県大生の方とコラボしたシティプロモーションというか総社市をPRする動画があるんですけども、このあたりとの兼ね合いというのをどういうふうに考えているのかなというところが1点と、今回のムービー、これから詳細を決めるんだと思うんですけど、ほかのところのシティプロモーションの動画を見たら結構長くて、途中で見るのを辞めようかとかというふうなところが結構あって、そこら辺、短時間に凝縮したものを個人的には作ってもらいたいなど。それを複数本作るのかどうなのかは分からないですけど、そのあたりの、もし今時点で考えていることがあれば教えてください。

○委員長（高谷幸男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（梅田政徳君） ありがとうございます。それでは、シティプロモーションの関係でございますけれども、今、これから選定業者の提案を受けてこれから考えていきますということでございますけれども、その中の要件設定みたいな話をどの程度していくかということは今検討しているところでございます。

コンセプトということで申し上げますと、あまり、ショート動画を何本作ってくださいとか、この媒体で流してくださいというようなことをあまり設定し過ぎると逆に我々が思っているものというふうなところになってしまうので、その条件づけというのはあまり厳しくはしないで設定をしようとしております。

ただ一方で、今お話をいただいたように、PRをするときに、すごい長い動画を載せますとかそういうことをするとあまり効果的ではないのかなというふうなことは私どもとして思っているところでございますので、その辺り提案を踏まえて選んでいくというようなことを考えております。

また、先日、質疑の中でも少しお話をしたかもしれませんが、これを作っていくに当たってでございますけれども、我々市のほうもプロポーザルで、例えばPR業者が勝手につくったものをというところではなくて、そのところに我々も調整をしながらというふうに思っております。

あと、今、市のほうで持っている、例えばSoja Archivesというようなことで去年県大生の方と一緒に作ってもらった素材であるとか、そういうものがどのように使えるかということを含めて、今後、検討していくということかなというふうには思っております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。

最後に、バズる動画みたいな、決して批判されるようなものはいけないですけど、バズって勝手に拡散して総社市がPRできるみたいなイメージのものを僕は個人的にはいいんじゃないかなというふうには思っておりますので。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 岡崎委員。

○委員（岡崎亨一君） すみません、調書の12ページ、第9款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費の非常備消防経費、事業名ですけれども、ワンタッチ式テント。すみません、これ、以前にも宝くじの受託事業の収入としてあったかどうかの記憶が定かではないんですが、100万円も3張りで頂戴できるのは非常に有り難いなということでもありますけれども、消防団の野外活動に使われるということで、そうすると毎年こういう受託事業の収入があるのかどうか、全国でやるのであれば1回きりなのかなと思ったりもしますし、消防団の屋外での活動、野外活動で非常に使うのが、これからの天気も考えて、なくてはならないものになりつつあると思うんですが、全消防団にそういった形で常備できるようにするのかとか、宝くじの受託事業の収入として見込めるのか、その辺、お教え願えますか。

○委員長（高谷幸男君） 消防総務課長。

○消防総務課長（西川 貴君） 岡崎委員の御質問にお答えをさせていただきます。

こちらの事業でございますが、こちらの事業は毎年やっている事業でございます。ワンタッチ式テントでございますが、以前、平成29年にも申請をさせていただきます、5張り購入をさせていただきます。こちらの事業、大変有益な事業でございますので、消防としましても活用のほうを、できる限り毎年活用できるようにしております。こちらのほう、消防団のみならず、婦人防火クラブであるとか、幼少年の防火クラブ、こういったものでも使用できますので、鼓笛隊の道具であるとか鼓笛セットであるとか、そういったものでも活用はさせてもらっているところでございます。

また、消防団のほう、屋外の訓練等、多数ございます。こちらのほう、非常に有益に活用できるものでございます。また、消防団のみならず、総社市内のイベントでも非常に有効に活用できるものでございますので、こちらの事業のほうは毎年いろいろ検討させていただきますながら有効に活用させていただきます、またテントのほうが必要であれば購入を検討させていただきますと思います。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） また少し戻るんですが、すみません、第2款総務費、第1項総務管理費、第7目企画費の定住促進事業ですね。婚活パーティーのところなんですけれども、総社市、パートナーシップ宣誓制度とファミリーシップ制度がありまして、性的マイノリティーの方の、結婚じゃないんですけれども、それに相当するようなものを認めているんですけれども、こういった性的マイノリティーの方が参加をされるということを想定されているのか、参加された場合の取扱いというか、そういうものについてはどのように考えているのか。

○委員長（高谷幸男君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 御質問ありがとうございます。イベントの趣旨をしっかりと御説

明させていただいて、理解していただく、丁寧に説明していくということで、運営上、やはりカップリングという格好がございますから、希望に添えないところもあるかもしれません。丁寧に寄り添った対応をしていくことになるのかなとは考えています。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） ということは、その説明をした上で、それでも参加したいという方がおられたら、当然参加していただくということによろしいのでしょうか。

○委員長（高谷幸男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（梅田政徳君） 御質問ありがとうございます。

総社市の中で、このパートナーシップ制度というのは一つの形になってございますので、そこを排除してというようなことは考えてございません。その中で、ただ運営上、カップリングというようなことを例えばしていく中でどういった配慮が必要なのか、その点については考えていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管委属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分については可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

1時間をちょっと過ぎたわけですけど、もうちょっとなんで我慢していただけますか。休憩取らずにいきたいと思いますが、どうでしょう。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） 次に、請願第2号 地方財政の充実・強化を求める請願書の審査に入ります。

本件について、当局から御意見等があれば御発言願います。

財政課長。

○財政課長（横田優子君） 全体を通して地方の財源充実を求めるものでありますので問題は特に

ないんですけれども、1点気になるのであれば、あえて申し上げれば、五つの項目の中の5番目の中の表現で、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、この小規模自治体なんですけど、どういう捉え方なのか分からないんですが、もし総務省がよく使われる小規模自治体とするならば、1万人以下の自治体を指すときによく用いられております。今、人口減少を課題としている自治体は小規模だけでなく本市も課題となっておりますので、この表現が本市から発信するものとしてどうかという点はございますが、そのほかは特には意見はございません。

当局からは以上です。

○委員長（高谷幸男君） では、本件について御意見があれば、皆さんどうでしょう。

山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） すみません、今、当局からの御意見ということで、小規模自治体という表現が総社市、本市に該当するのかどうかというような点で御説明があったと思います。ごめんなさい、これが手順として正しいのかどうか今分からないままお尋ねするんですけども、当局にお尋ねしたいんですが、本市であれば仮にここというのはどういった表現が適当なのかと思うんですが、お答えいただければお願いします。

○委員長（高谷幸男君） 財政課長。

○財政課長（横田優子君） あえて小規模という表現を使わなくても、人口減少に直面する自治体とか大きな表現の仕方でいいのではないかなど、例えばでございますが。

○委員長（高谷幸男君） ほかにございますか。

特になければ、もう休憩も取らずに。

（「休憩を挟んでから」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

○委員長（高谷幸男君） 休憩を閉じて会議を開きます。

他に御意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は採択すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） 御異議なしと認めます。



よって、本件は採択すべきであると決定いたしました。

なお、本件に関する議案を委員会で提出することとし、その作成につきましては委員長に御一任いただけますか。

副委員長。

○委員（山田雅徳君） 一任をしたいと思いますが、先ほどの内容も含めて御検討いただきたいと  
思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（高谷幸男君） 分かりました。

よって、そのように決定いたしたいと思います。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） 異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時20分